

### 最大100万円の補助

長寿命省エネタイプ    パリアフリータイプ    安全・安心タイプ    子育て応援タイプ

**A. 基本工事(4つのタイプ)**

**B. 加算工事(住環境向上)**

対象工事費(A+B)の10%補助(上限30万円)

移住者利用加算(30万円)

リノベーション加算(10万円)

三世帯同居・近居、多子世帯加算(30万円)

**対象者**  
次の全てを満たす人▼市内在住または在住予定者で市内に住宅を所有▼市税を滞納していない▼暴力団員

**対象住宅**  
交付を受けていないなど建築基準法など法令に違反しない▼本補助金や「住まいのリフォーム補助金」の

## わが家のリフォーム応援事業

子育てしやすい住まいづくりや松山へ移住してくる人が行うリフォームに補助をする「わが家のリフォーム応援事業」がスタートします。

新規事業

## 木造住宅の耐震診断・耐震改修事業

今年度から耐震診断派遣制度を開始します

耐震診断は「補助制度」と「派遣制度」を選択できます。耐震診断・耐震改修合わせて、最大118万円の補助。改修工事費が90万円までなら工事費の自己負担額はありせん。  
※耐震診断・耐震改修は登録業者が実施する必要があります

### 【対象となる木造住宅】

- ①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建て(枠組壁工法、丸太組構法、大臣などの特別な認定を得た工法のもの対象外)
- ②階数が2階以下で、延べ床面積が500平方メートル以下のもの
- ③次の用途の住宅▶専用住宅(共同住宅および長屋住宅は対象外)▶併用住宅(延べ床面積の過半の部分が、住宅の用途に供されているもの)

### 【受付期間など】

4月25日(月)～平成29年1月31日(火)までに建築指導課(市役所本館9階)へ(先着順。予算が無くなり次第終了)

※補助対象該当の有無を確認してください(事前相談を受け付けます)

### 耐震診断事業(補助制度)

対象者	対象となる住宅の所有者
対象となる耐震診断	「県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「県木造住宅耐震診断マニュアルまたは(一財)日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に規定する一般診断および精密診断法(時刻、歴応答計算による方法を除く)」に基づき実施する「耐震診断」
補助金の額	補助対象経費の3分の1+2万円、限度額4万円(補助対象経費の額以内)

### 【新】耐震診断事業(派遣制度)

対象者	対象となる住宅の所有者
派遣制度の概要	「県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に記載された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行う
住民負担の額	評価手数料として3,000円または9,720円(評価機関による)

### 耐震改修等補助

対象者	対象となる住宅の所有者(登記簿などで確認)で市税などを滞納していない人(完納証明添付)
対象となる耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であり、地震に対して安全な構造となるように耐震改修工事(基礎を含む)を実施し、上部構造評点が1.0以上となる工事</li> <li>・既存木造住宅に、明らかな法令違反がない</li> <li>・「市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱」に基づき実施する「耐震改修工事」</li> <li>・改修設計者および工事監理者は「県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所とし、耐震改修工事業者は、「県木造住宅耐震改修事業者」の登録および建設業法第3条第1項に規定する許可(建築)を受け、リフォーム瑕疵保険に加入可能な市内に事務所を置く業者</li> </ul>
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修工事費=補助対象経費で、限度額90万円</li> <li>・改修設計費=補助対象経費の3分の2、限度額20万円</li> <li>・工事監理費=補助対象経費の3分の2、限度額4万円</li> </ul> ※耐震改修工事を実施しない場合は、補助対象外

**対象工事**  
補助金交付決定後に着工し、当該年度末までに実績報告ができる次の工事

【長寿命・省エネタイプ】  
建物の劣化を防ぐ目的の外壁や屋根などの工事または、省エネ基準(平成25年度)相当を満たす改修工事

**補助金額(左図参照)**  
【基本】対象工事費(税抜)の10%(上限額30万円。千円未満は切り捨て)

【加算】①平成28年4月1日以降市外から移住してきた人が対象工事を行った場合、30万円②中古住宅(平成28年4月1日以降)を購入した人が対象工事を行った場合、10万円③新たに3

反しない住宅で、次のいずれかに該当▼市内にあり対象者本人が所有し、居住または実績報告までに居住予定の住宅(借家は対象外)

▼分譲型集合住宅の居住専用部分▼延床面積の2分の1以上が居住部分である店舗(事務所)併用住宅の居住専用部分(店舗部分の工事は対象外。外壁・屋根などの全体補修は対象に含まむ)

【バリアフリータイプ】市が規定するバリアフリー工事で、工事費が50万円以上

【安全・安心タイプ】「木造住宅耐震改修等補助事業」に該当する工事に併せて行う工事で、工事費が50万円以上

【子育て応援タイプ】同居者に18歳未満または、妊婦がいる世帯が行う工事で、工事費が50万円以上

**施工業者説明会**  
4月27日(水)10時～11時30分、14時～15時30分  
総合福祉センター(若草町)1階大会議室

**申し込み**  
5月2日(月)～平成29年1月31日(火)までに直接、受付期間内に申請書(住宅課へ市役所本館7階)、支所市ホームページ(あり)を住宅課へ

※補助金交付額が予算に達した場合は、その時点で募集を終了

住宅課 ☎948-6349 ・ ☎934-1807

建築指導課 ☎948-6512 ・ ☎934-0640

## 男女共同参画社会の実現を目指す事業への助成で支援

【内容】①助成金=1団体あたり上限6万円(助成対象経費の4分の3以内)②共催による支援=企画運営や広報などの相談に職員が応じる

【対象】構成員の過半数が市内在住の市民団体・グループ▶対象事業=男女共同参画に関する講演会・ワークショップ・調理実習など

【定員】5団体程度(先着順)

【申し込み】電話で市男女共同参画推進センターへ(要事前相談)

※詳細は、☎http://www.coms.or.jp/を確認

男女共同参画推進センター ☎943-5777 ・ ☎943-0460

**まちづくり提案制度(次世代育成支援補助)学生審査員を募集します**

まちづくり提案制度(次世代育成支援事業補助)の開始に伴い、補助金の交付審査をする際の参考意見をいただくため、学生の審査員を募集します(審査は6月を予定)。

【日時】5月21日(土)9時30分～12時

【会場】コムズ(三番町六丁目)

※書類選考および面談を実施後、結果を文書で郵送

【申し込み】5月9日(消印有効)。直接または郵送で所定の用紙(市民参画まちづくり課へ市役所本館9階、市ホームページ(あり))を〒790-8571市民参画まちづくり課へ

**NPO団体の活動を補助**

次世代育成に対する新たな制度を創設

市民の皆さんからの寄附による市民活動推進基金を活用して、NPO団体への活動補助を行います。

【対象】3月31日までに、市NPO登録要綱に基づくNPO登録をしている団体で、次の条件を満たす団体▼立ち上がり支援▶平成28年7月1日時点で、設立後3年未満▼成熟促進支援▶7月1日時点で、継続して3年以上活動実績がある▼次世代育成支援▶3人以上の小中学生(専門学校を含む)と2人以上の成人(学生可)で構成

【申し込み】4月25日(火)次世代育成支援は5月16日(月)へいずれも消印有効)までに、直接または郵送で所定の用紙(市民参画まちづくり課へ市役所本館9階、市ホームページ(あり))と必要書類を〒790-8571市民参画まちづくり課へ

※詳細は、市ホームページを確認

【申し込み】5月9日(消印有効)。直接または郵送で所定の用紙(市民参画まちづくり課へ市役所本館9階、市ホームページ(あり))を〒790-8571市民参画まちづくり課へ